

○立命館大学BKC社系研究機構規程

1998年2月27日

規程第359号

(目的)

第1条 立命館大学BKC社系研究機構（BKC Research Organization of Social Sciences, Ritsumeikan University）（以下「研究機構」という。）は、学術文化の発展と人類の福祉に貢献し、社会的ネットワーク、国際性、公開性および学際性を研究の基本的視点に置いた社会科学および学際領域の基礎的および応用的研究を行う第3条に定める組織（以下「研究所等」という。）の統括および管理を目的とし、その取扱いは立命館大学学則第8条第2項にもとづき、この規程の定めるところによる。

(事業)

第2条 研究機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会科学分野における産学官連携および地域貢献活動の推進
- (2) 研究所等の活動支援
- (3) 受託研究、寄附研究、学外共同研究、奨学寄附金等の学外資金の受入れおよび管理
- (4) 研究所等の研究成果の公表および広報活動
- (5) 大学院学生および若手研究者の育成およびキャリアパス形成の支援
- (6) その他研究機構の目的達成に必要な事業

(組織)

第3条 研究機構は、次の組織で構成し、これを統括する。

- (1) 社会システム研究所
- (2) 研究センター

(研究センター)

第4条 研究機構に、複数の研究センターを置くことができる。

2 研究センターに関する必要な事項は、立命館大学研究機構研究センター規程に定める。

(機構長)

第5条 研究機構に、機構長を置く。

- 2 機構長は、本大学の教員の中から、学長が任命する。
- 3 機構長は研究機構を代表し、研究機構の業務を統括し、研究機構の事業に関する事項について運営委員会の議を経て、決定する。
- 4 機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 機構長が任期中に交代したときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副機構長)

第6条 研究機構に、複数の副機構長を置くことができる。

2 副機構長は、本大学の教員の中から、機構長が任命する。

3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるとき、または機構長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 副機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 副機構長が任期中に交代したときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所属研究員)

第7条 研究機構に、次の各号に掲げる者を所属研究員として置くことができる。

- (1) 特別招聘研究教員
- (2) 招聘研究教員
- (3) 研究教員
- (4) 客員研究教員
- (5) 専門研究員
- (6) 研究員
- (7) 補助研究員
- (8) リサーチアシスタント
- (9) 客員協力研究員
- (10) 研究顧問
- (11) その他機構長が必要と認める者

(研究機構運営委員会)

第8条 研究機構に、研究機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の審議事項)

第9条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 研究所等の設置、継続および廃止に関する事項
- (5) 学外共同研究、受託研究、寄附研究、奨学寄附金および公的資金等学外資金受入れに関する事項

- (6) 研究成果の評価に関する事項
- (7) 所属研究員の採用審査に関する事項
- (8) その他目的達成に必要な事項

2 前項各号に定める事項に関して、機構長が必要と認めた場合、機構長と副機構長との調整にもとづき、運営委員会の審議・決定を経ることなく手続きを先行させることが出来るものとする。ただし、手続き後、速やかに運営委員会の承認を得なければならない。

(運営委員会の委員)

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 研究所等の長
- (4) 経済学部の研究委員
- (5) スポーツ健康科学部の研究委員または学部長が指名する者
- (6) 食マネジメント学部の研究委員または学部長が指名する者
- (7) 経済学部の大学院担当副学部長
- (8) スポーツ健康科学部の大学院担当副学部長または学部長が指名する者
- (9) 研究部長
- (10) 研究部事務部長
- (11) その他機構長が必要と認める者

2 前項第3号から第10号までの委員が出席できないときは、当該委員は、代理者を出席させることができる。

(運営委員会の運営)

第11条 運営委員会の委員長は、機構長とする。

- 2 運営委員会は、委員長が招集する。
- 3 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議決は出席委員の過半数の賛成による。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会および常任理事会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

この規程は、1998年4月24日から施行する。

附 則 (2001年7月27日運営委員の再編および関連諸規程の整備に伴う改正)

この規程は2001年7月27日から施行する。

附 則（2006年4月1日機構改革に伴う一部改正）

この規程は、2006年7月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2009年5月15日 事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2009年5月15日から施行する。

附 則（2010年3月5日立命館大学学則変更に伴う一部改正）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2012年4月13日事務体制再編整備に伴う一部改正）

この規程は、2012年4月13日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2012年9月21日運営委員の追加および変更に伴う一部改正）

この規程は、2012年9月21日から施行する。

附 則（2016年11月18日 運営委員会の審議事項および所属研究員の構成の変更ならびに専任研究員の廃止に伴う一部改正）

この規程は、2016年11月18日から施行する。

附 則（2019年3月15日 研究機構、研究所等に関する規程の改正に伴う全部改正）

この規程は、2019年4月1日から施行する。